

破綻している裁判員制度

— とどめを刺す闘いを —

裁判員制度は知らない！大運動・事務局長 ■ 川村 理

裁判員裁判の現状

最高裁、商業マスコミは、「裁判員裁判が順調に進んでいる」と喧伝している。しかし、実態は果たしてそうなのか。この点、最高裁のホームページ上に掲載されている実施状況の統計等を分析すれば、裁判員裁判が抱える問題のいくつかが逆に浮き彫りになる。最高裁が発表した2009年11月～2011年3月末の速報を見ながら、少しこの点を見てみよう。

なお、添付の表は、最高裁ホームページ上のデータからまとめたものである。

上がらなかった無罪率

最高裁によれば、2011年3月末時点で、裁判員裁判の起訴件数の総数は、3377件あり、うち、事件が終了したのは、2099件である。

事件終了のうち、無罪の件数は、たったの5件しかない。無罪率は約0.24%ということになる。これは、制度施行前の数字とほとんど変わるところはない。

制度施行により、「官僚司法が打破」される、と浮かれていた日弁連執行部の思惑どおりにはならなかったことは明らかだ。もっとも、最高裁や法務省にとって、裁判員制度は、従来どおりの司法に対する国民の信頼を高めるためのものであるから、この結果は当然ということになる。

死刑判決も定着

制度実施前に、「裁判員制度の実施で死刑判決は減るはず」と述べる人たちもいた。

しかし、現実には、これまで10件の死刑求刑事件のうち、1件の無罪判決（鹿児島）と1件の無期懲役判決（東京）を除き、8件が死刑判決となり、うち2件は、被告の取り下げによって死刑判決が確定している。

裁判員制度により、「死刑判決が減る」という論に何の根拠もないことが明らかになったのだ。

低下する「出頭率」

最高裁によれば、同時点での裁判員候補者の「出頭率」は、80.2%とのこと。もっとも、最高裁のいう「出頭率」とは、基本的に、最終的に呼出状を送付した数を分母とするものであり、呼出状送付前に拒否した人等は含まれない。これを含めた実質の出頭率は平均すると3割程度に落ち込むのが現実だ。

それはさておき、最高裁公式発表の「出頭率」ですら、どんどん落ち込んできていることに注目すべきである。すなわち、85.3%（2009年11月末）→83.6%（2010年1月末）→82.6%（2010年5月末）→80.2%（2011年3月末）という状況だ。

制度実施2年を経ずして、最高裁がいう「出頭率」自体が、5%以上も低下してしまったのである。

制度に対する国民の嫌悪感は増幅する一方なのである。

長期化する公判前整理手続き

2011年3月末時点で、公判前整理手続きの平均期間は5.4月であった。これは、2010年1月末の3.1月、2010年5月末の4.2月と比較すれば、公判前整理手続きの長期化が加速度的に進んでいることを明確に示すものである。

制度導入からすでに2年以上を経ている、この有り様である。もはや、「複雑困難事件が増えているから」の言い訳は通用しないであろう。

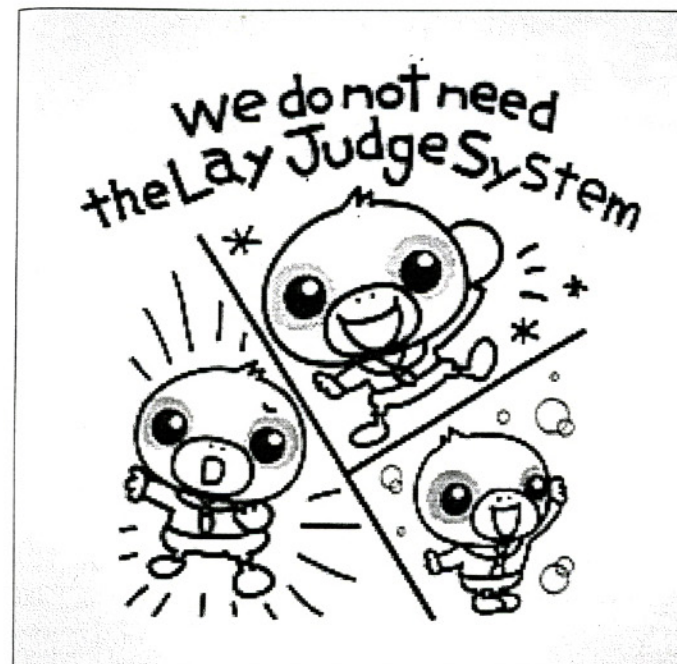
公判前整理手続きの長期化の問題は、何よりも被告人の身柄拘束の長期化に結び付く。制度の矛盾が刻一刻と深まっている。

増える公判回数—裁判員の負担も急増

裁判員裁判の平均開廷日数は、平均3.8回。これは、2010年1月末の3.3回、2010年5月末の3.5回よりも明らかに増えている数字だ。

これを否認事件で見ると、2011年3月末の4.5回は、2010年1月末での3.7回よりも約1開廷分増えたということになる。

弁護人がきちんとした審理を求める結果、それが長期化するのは当たり前のことだが、裁判員にかかる負担も、それだけ増



えてきているのである。最高裁は気が気でないだろう。

最高裁竹崎長官の焦り

データから見られるあらゆる数字が、裁判員制度の危機を示している。

このような制度のピンチに、敏感に反応したのが、最高裁竹崎博允長官である。

竹崎長官は、本年5月2日の憲法記念日を前にした記者会見で、裁判員裁判に関し、審理にかかるまでの時間がかかりすぎている、「裁判官、検察官、弁護士が書面に依存する傾向が強くなってきている」などと憂慮の念を明らかにした。また、同年6月9日の地方裁判所、家庭裁判所所長会同における挨拶でも同様に、



★裁判員制度は知らない！大運動の会員になって、一緒に活動しましょう
★『全国情報』定期購読をお願いします

大運動はみなさんからの会費とカンパで活動しています。大運動はこれまで様々な集会やデモに取り組み、宣伝ビラを配布してきました。『全国情報』も毎月発行し、本年7月には22号となりました。制度廃止までがんばります。

はつきりって、大運動の財政状況は厳しいです。みなさんのご協力が制度廃止の鍵です。ぜひ、大運動会員に加入してください。また、『全国情報』拡大にもご協力ください。定期購読をお願いします。

■大運動会員
☆会費は、年間3600円です。
☆会員特典 『全国情報』1部を無料で送ります。「会員ニュース」を随時、メールやFAXで送信します。大運動グッズ(Tシャツやストラップ、ミニタオルなどは2割引。各活動に、講師などの派遣や資料配付でバックアップします。

■『全国情報』
☆月刊 A4版 16頁 内容：裁判情報、論説、活動報告、マンガ、投稿欄など
☆定期購読料 年間1部1800円(送料込み)
その他 単発注文承ります。
☆1部100円、100部以上1部50円
(送料：1～10部80円、11～20部160円、21～100部300円)

下に記入しFAXもしくは郵送で、メールでのお申し込みは大運動ホームページからどうぞ
FAX 03-5510-4986 e-mail:saibanin-iranai@no-saiban-in.org
裁判員制度は知らない！大運動……大運動で検索を！ http://no-saiban-in.org
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1-11 マスタビル4階 電話03-5510-4985

大運動会員 & 全国情報購読申込書

どちらかに☑を
☐裁判員制度は知らない！大運動の会員になります
☐『裁判員制度は知らない！全国情報』を定期購読します
☐『全国情報』 号を 部注文します

お名前

ご住所

TEL () FAX ()
メールアドレス

「第1回公判までの準備の期間は大幅に長期化し、簡単な事件であっても詳細な書面

が利用され、判決書も従来型のものが増えるなど、裁判員制度が理想とした口頭による直接の審理とは言い難い、書面主義に近い運用が広がります」と述べ、制度の危機を隠そうとせず、全国の裁判官に迅速審理の指令を発している。

現在、最高裁大法廷は、裁判員制度の合憲性判断を近く行うものとみられる。大法廷の責任者が、その判断を前にして、制度を前提にし、迅速審理を促すという理不尽をこの国の司法はただ傍観しているのだ。



福岡市で「裁判員制度は知らない」のデモ行進 (10.11.21)

	「出頭率」 (%)	整理手続期間の 平均(月)	平均開廷数(回 かつこの 数字は否認事件)
2009年11月末	85.3	-	-
2010年1月末	83.6	3.1	3.3(3.7)
2010年5月末	82.6	4.2	3.5(4.0)
2011年3月末	80.2	5.4	3.8(4.5)